

“ごみ減量でエコ推進”

ごみ処理の状況

市では、平成16年に策定した一般廃棄物処理基本計画の中で、大野城市全体のごみ発生量を平成22年度までに8%削減（平成12年度比）することを目標に掲げています。

平成20年度のごみ発生量は、3万3,062トで2年連続の減少となり、平成12年度（3万3,917ト）に比べると約2・5%の削減となっています。1人1日当たりでは、平成12年度の1,046グラムに対し、平成20年度は956グラムと、約8・6%削減されました。これは事業所から排出されたごみの減少によるところが大きく、家庭から出るごみは微減の状況です。

ごみ発生量から古紙等集団回収量を引いたごみ量でも、2年連続で1,000トを超える減少となっています。

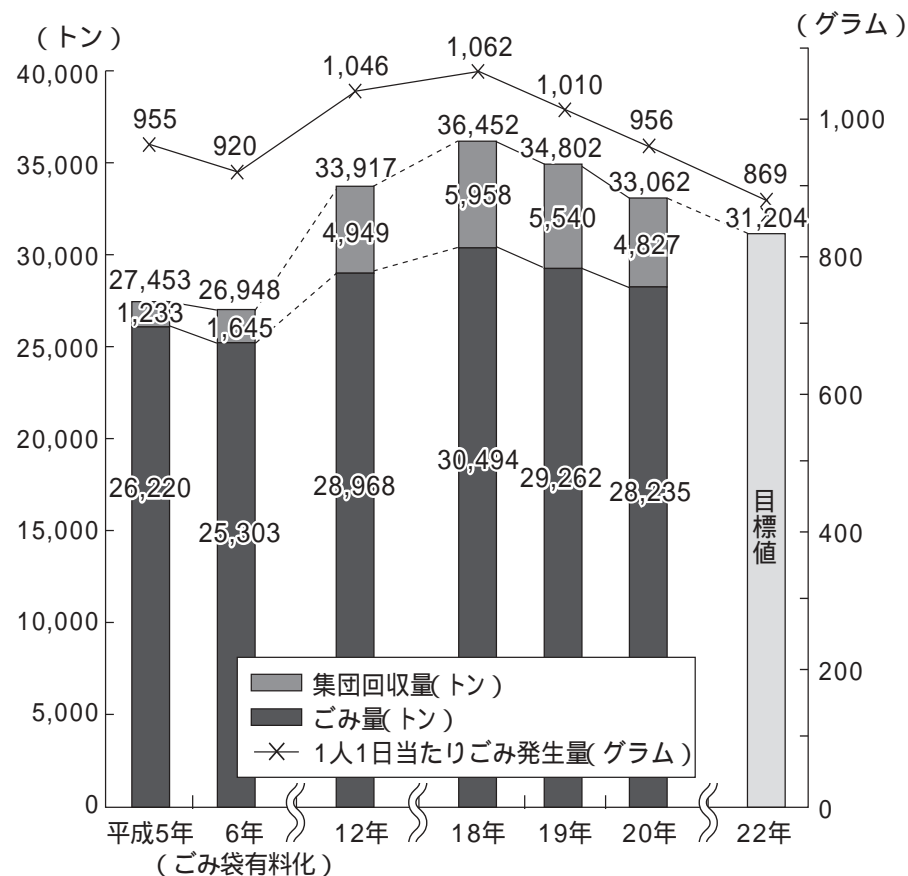
1人1日当たり
956^g



ごみ処理費は、市民1人当たり
年約1万9,500円

皆さんが出すごみは、収集車で集め、処理場に運び、処理していただきます。ごみの収集運搬委託費、ごみの焼却・資源化・最終処分費などを合わせると、平成20年度のごみ処理費用は、約18億5,500万円でした。

市民1人当たり換算すると約1万9,500円で、ごみ1ト当たりでは約5万6,000円になります。



ごみ発生量の推移と目標値

ごみ袋・粗大ごみシール売上金（約2億3,100万円）は、ごみ処理費用に充てていますが、残りは皆さんの税金で補っています。ごみを適正に処理し、ビン・缶やペットボトルなどの資源物をリサイクルするためには、一定の経費がかかることはやむを得ません。しかし、市民の皆さんの減量努力により確実にごみ処理費用を削減することができます。

3Rに向けた市の施策

市では、ごみの減量（リデュース）・再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rに向けた取り組みの輪を広げるために、集団回収による家庭から出る古紙などへの奨励金交付、古紙等回収倉庫の貸与、生ごみ処理機・生ごみ処理容器・生ごみ堆肥化促進剤・ダンボールコンポストを対象とした補助金交付、市内事業所を対象としたごみ減量指導、事業所古紙等戸別回収、またかフェスティバルでのダンボールコンポスト学習会の開催、エコグッズの配布、出前講座「ごみの現状と課題」ごみ処理施設見学のPRなどを行っています。

このような中で、平成20年度に集団回収によって集まった古紙などの量は約4,800トでした。また、生ごみ処理機22基、生ごみ処理容器35基、堆肥化促進剤92個、ダンボールコンポストセット190個、ダンボールコンポスト基材224個分の補助金を交付しました。

わたしたちができること！

ごみが増えると、さらにお金がかかるだけではなく、運搬や処理に使われるガソリンなどの化石燃料や電力の消費量も増加し、地球温暖化の原因と考えられている二酸化炭素の排出量を増加させます。

次の10のポイントを心に刻んで、皆さん一人一人の心がけと3Rに向けた取り組みへの協力をお願いします。

- 買い物袋を持参し、レジ袋はもらわない
- 買い物時、過剰包装は断る
- ハンカチ、ぞうきんを利用し、ティッシュなどの使い捨ての紙を減らす
- ものを大切に使う
- 余計なものは買わない
- 生ごみの水気を切る
- 生ごみは堆肥にする
- 新聞紙、ダンボール、雑誌・雑がみ(トイレットペーパーの芯・菓子箱など)、飲料用紙パック、古布は、きちんと束ねて地域の集団回収や古紙等回収倉庫に出す
- ごみはきちんと分別し、ごみ出しルールを守る
- これらのできることをまずは自分が実践し、1人でも多く取り組みの輪を広げる



問い合わせ先

廃棄物対策課

☎(580)1890

「市の花 キキョウ」の種を配布します



キキョウは、市の花として昭和50年10月に制定されました。紫色の花弁が大野城市の「大」の字を思わせ、優しさの中に凛とした品格を持って、乾燥にも強く、日陰に耐え、栽培しやすい宿根草です。市民の皆さんに、「市の花」として広く興味を持ってもらえるよう、牛頸山に自生するキキョウを育てて採取した種を無料で配布します。

第終了)

期間 3月1日(月)～(無くなり次第終了)

時間 午前8時半～午後5時

場所 市役所1階 総合案内前
数量 約500袋(1袋約100粒入り・先着順)

配布は、1人1袋です。

問い合わせ先

都市計画課公園緑化担当

☎(580)1869・1870

住居表示を実施します

月の浦西土地区画整理地区と大字牛頸の一部・月の浦二丁目の一部・月の浦四丁目の一部では、住居表示の実施により、住所の表示方が変わります。

新しい住所の表示方は、土地の番号ではなく、「月の浦五丁目番号」で表示されます。

新住所の町名

月の浦五丁目(新設)

郵便番号 〒816 0983

実施日 2月20日(土)

月の浦西土地区画整理事業の換地処分の効力発生と同じ日です。

新たに建物を建てたときは、住居番号設定の届出が必要です

住居表示実施地区内(住所の表示方が 丁目 番 号の地区)に建物を建てた場合は、住居番号設定の届出が必要です。

届出に必要なもの

見取図(位置図)

建物配置図(道路と玄関位置が分かるもの)

建築確認済証の写し

届出と問い合わせ先

市民課整備・選挙担当

☎(580)1844